

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
- 土地改良区の役員の就退任(〃)
- 土地改良区の役員の氏名の変更(〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)(〃)
- 土地改良事業の認可(二件)(〃)
- 建築基準法により同一敷地内にあるとみなされる二以上の構えをなす建築物(建築課)
- 選挙管理委員会の招集
- ◆ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 告 示

### 鳥取県告示第千十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	題 号	発行等 記号等	類 別 表示された発 行所名
3486	雑誌その他 の刊行物	BANANA PRESS	BP-11-J	ツリス出版
3487	〃	少女LIP 挑発性器	SL-12-J	Do 企画
3488	〃	SPOON vol.32	SP-11-J	Do 企画
3489	〃	すわっぴんぐ 魅惑の仮面舞踏会	KK-11-J	Do 企画
3490	〃	ナイト・エンジェル	NA-11-J	Do 企画
3491	〃	HUMMING	HM-11-J	Do 企画
3492	〃	秘穴弄り 悦徳の顔	KK-11-A	Do 企画
3493	〃	Milky	MK-11-J	Do 企画
3494	〃	MESSAGE	ME-12-J	Do 企画

3495	"	ベストビデオ 5月号	雑誌 1797 9-5	三和出版株式会社
3496	"	ベストビデオ 6月号	雑誌 1797 9-6	三和出版株式会社
3497	"	ザ・ヒット MAGAZINE モソロー・ハクス 6月増刊号	雑誌 1413 6-6	三和出版株式会社
3498	"	アップル通信 7月号	雑誌 0155 9-7	三和出版株式会社
3499	"	美少女CLUB 7月号	雑誌 0763 5-7	株式会社サン出版
3500	"	ビデオ・エックス 7月号	雑誌 0762 1-7	笠倉出版社
3501	"	PRIVATE 8月号	なし	三共図書出版社
3502	"	THEボッキー通信 9月号	なし	株式会社浪速書房
3503	"	タタック 11月号	なし	三共図書出版社
3504	"	GAL情報 11月号	なし	三共図書出版社
3505	"	GALS STORY 11月号	なし	三共図書出版社
3506	"	ザ・ビッグ MAGAZINE 11月号	雑誌 1405 7-11	株式会社大洋書房
3507	"	デラ ベンビュ 11月号	雑誌 1649 5-11	英知出版
3508	"	ピーチ通信 11月号	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

就任した役員の名及び住所

理事 遠 田 正 男 米子市古豊千六六一

平成元年九月二十五日就任 任期平成二年四月四日まで

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の名及び住所

理事 古 村 文 孝 西伯郡名和町大字押平一五四

" 齊 藤 操 " 大字高田四五四

" 小 村 康 信 " 二八五

就任した役員の名及び住所

理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四

桑本 智良 大字高田四五二

松本 秀雄 大字押平四三五

山田 重信 大字高田二六

谷 英敏 大字茶畑一二三一一

谷野 拓男 大字押平一六一

角田 猛 大字大塚二一八

宮川 研一 一二〇

西山 安太郎 大字押平一六一

西山 萬次郎 二一〇一六

権田 茂 大字高田一〇九四

野口 圭 大字茶畑四〇二

谷田 義雄 大字押平七一三

吉野 澄雄 大字古御堂三七六

谷 知加夫 大字押平一三九

中原 惇夫 四三三

門脇 隆造 五三四

美柑 政吉 大字大塚八七

遠藤 幸光 二二一

斉藤 信義 大字高田四九四

谷野 拓男 大字押平一六一

昭和六十三年五月十八日退任

齊藤 芳晴 大字高田六二九

西山 萬次郎 大字押平二一〇一六

谷岡 一夫 七二二

中原 勉 五四〇

田中 雅広 大字大塚二一六

谷 萬吉 大字高田一一一

権田 幸夫 大字押平二〇八一

細谷 国雄 大字古御堂二三三

中原 修一 大字高田四六一

谷 知加夫 大字押平一三九

昭和六十三年五月十九日就任 任期二年

鳥取県告示第千十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員の名に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	
変更前	変更後
来海定一	来海定一
	来海定一

鳥取県告示第千十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）耳地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年十月十三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千十八号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）野坂西地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十九号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宮谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

気高町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業姫路地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十一号

倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業津原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）畑池地区農業用排水）を平成元

年十月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）福島地区農道整備）を平成元年十月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について、同法第十八条第三項の規定による通知をしたので、同法第八十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域  
鳥取市北園二丁目一四〇―一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

平成元年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成元年十月二十日（金）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題

- 1 シルバリーリーダー研修会について
- 2 市町村選挙啓発担当者会議について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十月十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類							型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機							ファイバー大吉Ⅱ	株式会社三共
							エンタープライズⅠ	
							ウォーリアーⅡ	
							ダンシングヒーローⅠ	
							スウィングⅠ	
							トレンディⅠ	
							トレンディⅠA	
							レーサーⅡ	
							レーサーⅢ	

オリンパス	マルホン工業株式会社
カウボーイ	
カウボーイⅡ	
エキサイト麻雀Ⅲ	
デルタ	株式会社ニューギン
ウェーブ	
ウイスペア	
ツインロールXⅡ	株式会社まさむら遊機